

ぐんまの水環境

第 18 号

令和3年3月 発行

群馬県知事指定・浄化槽法定検査実施機関

発行 公益財団法人 群馬県環境検査事業団

電話 027-280-5222

住所 〒371-0846 群馬県前橋市元総社町 1120-1

FAX 027-280-3331



家庭から出る排水を各家庭ごとに処理して身近な水路へきれいにした水を戻す浄化槽は、適正に維持管理を行うことが重要です。

県内の浄化槽関係の団体は、連携して適正に施工・維持管理されている浄化槽を優良浄化槽として認定する取組みを進めています。

優良浄化槽として認定されるためには、4つの要件を満たす必要があります。

- ① 合併処理浄化槽であること
- ② 正しく施工されていること
- ③ 適正に維持管理されていること
- ④ 水質が良好に保たれていること



優良認定浄化槽に交付されるシール



今回は、認定要件のひとつ **①合併処理浄化槽であること** に着目してみましょう。

浄化槽が一般の家庭に普及し始めたのは、昭和40年代後半頃からです。トイレの水洗化需要の高まりと共に、下水道が未整備の地域でも、簡単にトイレを水洗化できる**単独処理浄化槽**は、その後約30年間にわたり、数多く設置されてきた歴史があります。



しかし、単独処理浄化槽は水洗トイレからの排水を処理するだけ、しかも水の汚れが約65%程度しか取り除けない能力であることに加え、台所や洗濯等の雑排水はそれまでと変わらず、未処理のまま側溝や河川に放流され続けることから、河川等の汚濁の大きな原因のひとつになっています。そのため、国は平成13年に法律を改正し、単独処理浄化槽の新設を禁止し、トイレ排水と併せて雑排水も処理可能な**合併処理浄化槽**のみ設置ができることとなりました。

群馬県内には、現在約30万基の浄化槽が設置されていますが、そのうち約17万基が未だに単独処理浄化槽です。

そのため**合併処理浄化槽**への早期転換が課題となっており、国・県・市町村は補助金を出して、転換を図る方への支援を積極的に行っています。

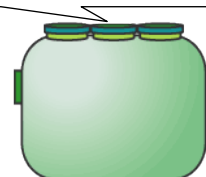
これらのことから、優良浄化槽の認定に際しては**合併処理浄化槽であること**を1番目の要件にしています。

全ての排水を処理するよ！
しかも水の汚れを90%も
取り除けるんだよ！



浄化槽
(合併処理浄化槽)

し尿しか処理できません・・・
水の汚れは65%しか
取り除けません・・・



みなし浄化槽
(単独処理浄化槽)



合併処理浄化槽の優れたところ



浄化槽に係わる県内の四団体が協議して、次の4つの条件を満たす浄化槽を「群馬県優良認定浄化槽」として認定いたします。認定を受けた浄化槽は、設置から管理まで、すべてが適正で、きれいな水が流れる状態となっています。

1. コンパクトでありながら下水道と同等の処理能力を有している

単独処理浄化槽(みなし浄化槽)をお使いのご家庭は合併処理浄化槽のご家庭に比べて、河川へ流出する汚れの量が約8倍にもなっており、認定の対象となりません。

2. 地震等の災害に強い

浄化槽は、各家ごとに分散して設置される設備であることから、地震等の自然災害に対して被害が集中しない・復旧までの時間が短いといった利点があります。

3. 設置が容易で効果の発現が早い

個人住宅に設置する浄化槽のスペースは乗用車1台分とコンパクトで、地中に埋めるため目立ちません。また、工事も概ね1週間程度で設置できるため、生活排水の適正な処理が短期間で実現できます。

4. 身近な水辺へきれいにした水を戻すため環境への負荷がより小さい

設置前後において、各家庭から排水されるという形態に変化がなく、排水の水質が向上する以外に変化がありません。河川の安定的な流量維持にも寄与します。

浄化槽豆知識

トイレトーパーの使い過ぎにご注意下さい



トイレトーパーの使用量は、平均一人1日当たり約 4.8m、また、1回当たりの使用量は、大便の場合、平均してダブル 1.3m、シングル 2.2m という調査結果があります。ただし、浄化槽へ流入するトイレトーパーの総量は、家族構成、トイレの使用回数、温水洗浄便座の使用の有無などにより大きく違ってきます。

トイレトーパーを使い過ぎると、浄化槽の中にたまるスカムや汚泥の量が多くなり、清掃の回数や引き抜く汚泥の量が増える原因になりますのでご注意ください。

なお、ティッシュペーパーは水に入れてもほぐれにくく、また、紙おむつや衛生用品などは水に溶けないのでトイレに流さないで下さい。



(出典 月刊浄化槽 2012年8月号・2013年9月号「JSA だより」)

・・・浄化槽についてのお問い合わせ先・・・

- 浄化槽全般に関すること
 - ・群馬県 環境森林部 廃棄物・リサイクル課 一般廃棄物係 (電話 027-226-2853)
または、お住まいの地区を管轄する県の環境事務所など
 - ・前橋市役所 西部清掃事務所 (電話 027-253-1009) (補助金については水道局下水道整備課 898-3074)
 - ・高崎市役所 一般廃棄物対策課 (電話 027-321-1253) (補助金についても同じ)
- 合併処理浄化槽へ設置替える際の補助制度に関すること 設置する地域の市役所又は町村役場
- 保守点検・清掃に関すること 一般社団法人 群馬県浄化槽協会 (電話 027-251-0325)
一般社団法人 群馬県環境保全協会 (電話 027-212-2333)
- 法定検査に関すること 公益財団法人 群馬県環境検査事業団 (電話 027-280-5222)